

業務管理体制の整備に関する届出について

1 介護サービス事業者の業務管理体制

- (1) 平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
- (2) 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

2 権限移譲の概要

- (1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次分権一括法）」により、介護保険法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。
- (2) これにより、各都道府県が業務管理体制の整備に関する届出書の届出先（監督権者）となっている事業者のうち、事業所等が全て同一指定都市内に所在する場合には、都道府県から指定都市へ監督権限が移譲されます。
- ⇒ 全ての事業所等が岡山市内に所在する事業者は、岡山市が届出先になります。

3 業務管理体制整備の内容（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39）

対象		整備すべき業務管理体制	届出書類	
			添付書類	届出様式
事業所等の数	1～19の事業者	「法令遵守責任者」の選任	/	新規の届出又は届出先区分の変更の場合 「 様式第1号 」
	20～99の事業者	「法令遵守責任者」の選任		
		「法令遵守規程」の整備		
	100以上の事業者	「法令遵守責任者」の選任		
		「法令遵守規程」の整備	届出事項の変更の場合 「 様式第2号 」	
		「業務執行状況の監査」の定期的実施		

(1) **法令遵守責任者**（法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者）について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法等の法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保できる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(2) **法令遵守規程**(業務が法令に適合することを確保するための規定)について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(3) **業務執行の状況の監査**について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

(4) **事業所等の数え方**について

※事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

ただし、みなし事業所(病院等が行う居宅サービス:居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションであつて、健康保険法の指定があつたとき、介護保険法の指定があつたものとみなされている事業所)は除きます。

※同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。

※例えば、『◇◇ヘルパーステーション』が、「訪問介護」と「介護予防訪問介護」の指定を併せて受けている場合、事業所数は「2」と数えます。

※事業所等の数には、休止中の事業所等を含みます。

4 **業務管理体制の届出が必要な場合**

届出が必要となる事由	様式
・ 新規 に業務管理体制を整備した場合 (介護保険法第115条の32第2項)	様式第1号
・ 事業所等の指定や廃止等に伴う、事業展開地域の変更により、届出先 区分の変更 が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項) (例1) 岡山市内のみで事業展開していた事業者が、新たに倉敷市において事業を開始した場合 岡山市長 ⇒ 岡山県知事(平成27年4月1日以降) <u>※変更前及び変更後の双方の行政機関に届け出てください。</u>	様式第1号
・ 届出事項に変更 があつた場合 (介護保険法第115条の32第3項) (例1) 法令遵守責任者、代表者等の変更 (例2) みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により、事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合	様式第2号

5 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先区分
2以上の都道府県の区域、かつ、 3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ、 1又は2の地方厚生局の区域	事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
<u>1の都道府県の区域のうち、</u> <u>1の指定都市の区域</u>	<u>指定都市の長</u>
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

6 権限移譲に伴う届出先区分の変更に係る変更届の提出について

- (1) 届出先区分が変更になる場合は、介護保険法第115条の32第4項に基づき、各事業者が変更前及び変更後の双方の行政機関へそれぞれ届け出る必要がありますが、権限移譲に伴う届出先区分の変更については、届出書の提出は不要です。

7 業務管理体制の確認検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に検査（一般検査）を実施しています。一般検査の実施方法は以下のとおりです。

- ①事業者からの届出内容について報告等を求める。
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
 - ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容
- ②報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業者に出頭を求め、改善を求める。
- ③上記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

(2) 特別検査

事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証します。